

令和5年度 第1回

河内長野市都市計画審議会

議案書

議案1 南部大阪都市計画地区計画の決定（付議）

議案2 南部大阪都市計画下水道の変更（付議）

日 時：令和5年8月9日（水）午前10時～

場 所：河内長野市役所 802会議室

1. 南部大阪都市計画地区計画の決定（付議）

河 長 都 計 第 171 号
令 和 5 年 8 月 9 日

河内長野市都市計画審議会
会 長 井 戸 清 明 様

河内長野市長 島 田 智 明

南部大阪都市計画地区計画の決定（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第
19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

理 由 書

本地区は、地域拠点である南海高野線三日市町駅の徒歩圏にあり、周辺には低層住宅開発に隣接した中に位置し、生活利便性が高い地域である。

今回、地区計画を決定する区域は、旧市営三日市住宅の跡地と農地で構成されており、農地については農業従事者の高齢化や後継者不足による営農継続が危惧され、また鉄道駅周辺及び市街化区域に隣接することから、無秩序な土地利用による乱開発等を抑制することを目的としている。

ついでには、鉄道駅からの徒歩圏という立地特性を活かしつつ、周辺の自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図るため、本案の通り地区計画の決定を行うものである。

(案)

南部大阪都市計画地区計画の決定（河内長野市の決定）
都市計画三日市町駅東地区地区計画を次のように決定する

1. 地区の方針

名 称	三日市町駅東地区 地区計画	
位 置	河内長野市三日市町 地内	
面 積	約 1.5ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、市南部の地域拠点三日市町駅の徒歩圏にあり、低層住宅開発団地に隣接しており、河内長野市都市計画マスタープランにおいて【三日市町駅東地区】に位置付けられている。このような立地条件から、公園や緑地に覆われた緑豊かな快適性の良い優良な住宅地並びに、生活利便施設が整った地域拠点として安全に利用するための道路整備を行い、歩いて暮らせるまちを形成することで、【三日市町駅東地区】の方針に掲げられた「拠点を支えるための定住促進」「低未利用地の利用促進」を主旨とし、若者から高齢者までの多様なライフステージに対応した住宅供給を促すことで、積極的に地域の活性化に向けたまちづくりを誘導することを目標とする。
	土地利用の方針	一戸建て住宅を中心とした住宅地として、ゆとりのある良好な住環境の形成を図ることとする。
	地区施設の整備の方針	良好な土地利用を図るため、道路、公園、緑地、雨水貯留施設を地区施設と位置付け整備を行う。
	建築物の整備の方針	一戸建て住宅を中心とした、ゆとりのある良好な住環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度を定める。
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	・造成計画は、周辺地域及び自然環境に影響が生じないように、また防災においては、将来において災害などが生じないように、可能な限り手段を講じ計画する。 ・本地区全体で 20%以上の緑化率を達成するものとする。

2.地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路Ⅰ 幅員 6.0m (延長：約 220m) 区画道路Ⅱ 幅員 5.0m (延長：約 100m) 区画道路Ⅲ 幅員 4.0m (延長：約 50m)
		公園	約 420 m ²
		緑地	約 630 m ²
		その他公共施設	雨水貯留施設：840 m ³ その他の空地：約 120 m ²

(案)

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 【A 地区】 (1) 住宅 (2) 建築基準法施行令第 130 条の 3 に定める兼用住宅 (3) 診療所 (4) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 で定める建築物を除く） 【B 地区】 (1) 住宅 (2) 建築基準法施行令第 130 条の 3 に定める兼用住宅 (3) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 で定める建築物を除く） 【C 地区】 (1) 住宅 (2) 建築基準法施行令第 130 条の 3 に定める兼用住宅 (3) 共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 で定める建築物を除く）
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	200/100
		建築物の建蔽率の最高限度	60/100
		建築物の敷地面積の最低限度	150 m²。 ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りではない。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」）から敷地境界線までの距離は次の各号に掲げるものとする。 ただし、物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m² 以内のものはこの限りではない。 (1) 外壁等から道路境界線までの距離は 1 m 以上とする。 (2) 外壁等から隣地境界線までの距離は 1 m 以上とする。ただし、高さが 10 m を超える建築物は 1.5 m 以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	12m
		建築物等の形態又は意匠の制限	—
		建築物の緑化率の最低限度	敷地面積の 15%

(案)

		垣又は柵の構造の制限	1. 道路に面する垣又は柵の構造は、生垣、透視可能なネットフェンスおよび鉄柵等で、ブロック塀その他これに類するものは築造できない。 2. 前項の規定は次のいずれかに該当する場合については、適用しない。 (1) 高さが0.6m以下のもの (2) 門 (3) 門の袖で長さが2m以下のもの
--	--	------------	---

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画下水道の変更（付議）

河 長 都 計 第 171-2 号
令 和 5 年 8 月 9 日

河内長野市都市計画審議会
会 長 井 戸 清 明 様

河内長野市長 島 田 智 明

南部大阪都市計画下水道の変更（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第
19 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

理 由 書

南部大阪都市計画河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道は、昭和 49 年 12 月に当初計画決定を告示し、良好な都市環境の整備および公共用水域の水質保全を図り下水道整備を推進している。

今回、市街化区域及び市街化調整区域の下水道整備を推進するため、本案のとおり変更しようとするものである。

南部大阪都市計画下水道の変更（河内長野市決定）

南部大阪都市計画河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称

河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

〈備考〉面積 2,068ha（うち処理区域約 2,068ha）

3. 下水管渠

名称	位置		備考
	起点	終点	
滝谷千代田幹線	河内長野市 松ヶ丘中町地内	河内長野市 楠町東地内	污水管渠
千代田幹線	河内長野市 向野町地内	河内長野市 向野町地内	污水管渠
長野葛城幹線	河内長野市 向野町地内	河内長野市 本町地内	污水管渠
楠ヶ丘幹線	河内長野市 三日市町地内	河内長野市 三日市町地内	污水管渠
寺ヶ池雨水幹線	河内長野市 木戸東町地内	河内長野市 木戸一丁町目地内	雨水管渠
谷川雨水幹線	河内長野市 向野町地内	河内長野市 向野町地内	雨水管渠

「区域は計画図表示のとおり」

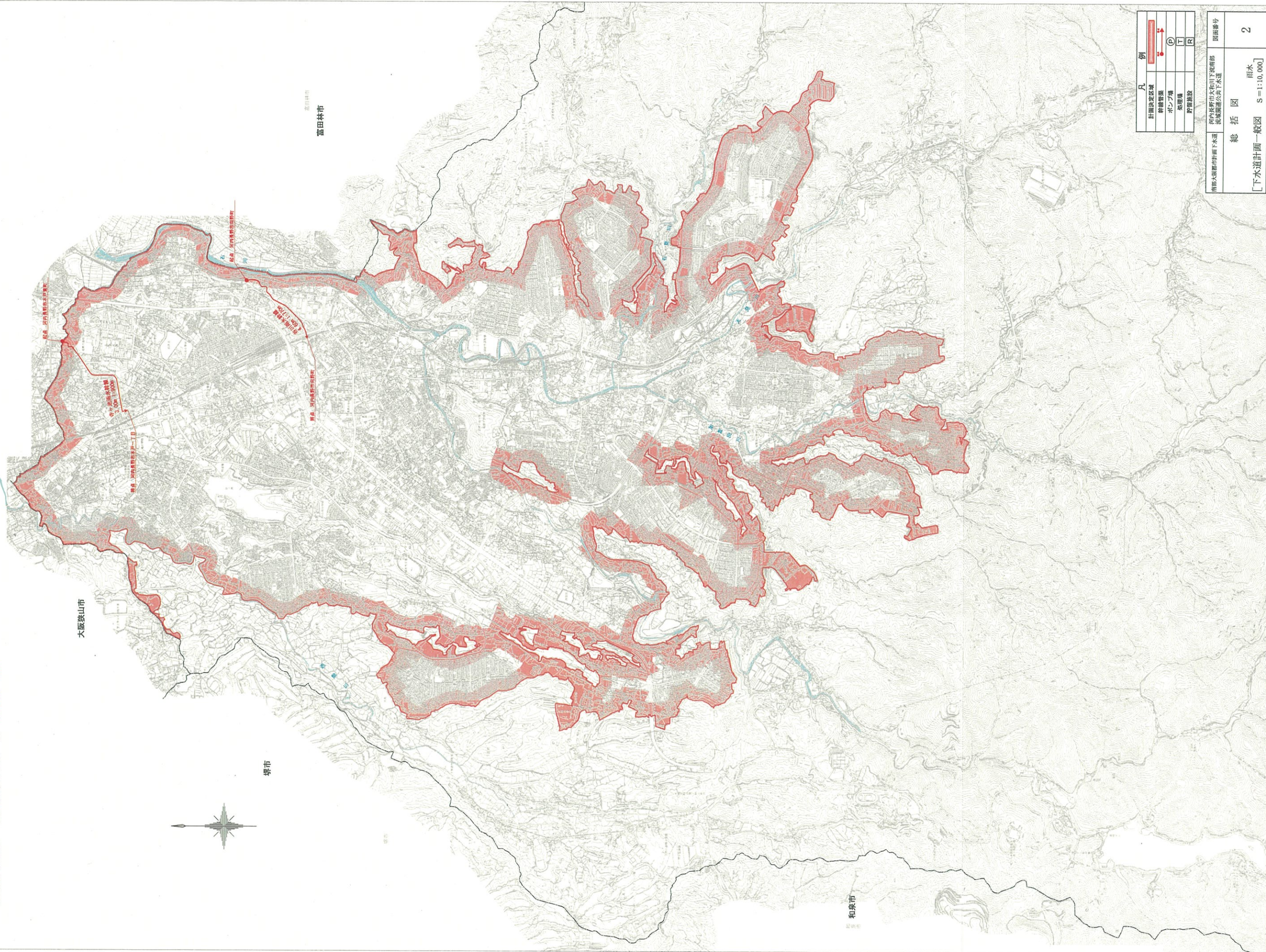
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
(分流水汚水) 計画決定面積 約 2,068 ha



凡 例
計画決定区域
幹線管線
ポンプ場
処理施設
貯留施設
流域下水道
流域下水ポンプ場

河内長野市大和川下流南部 流域関連公共下水道
図面番号
1
総括図
汚水
[下水道計画一般図 S=1:10,000]

河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
(分流水雨水) 計画決定面積 約 2,068 ha

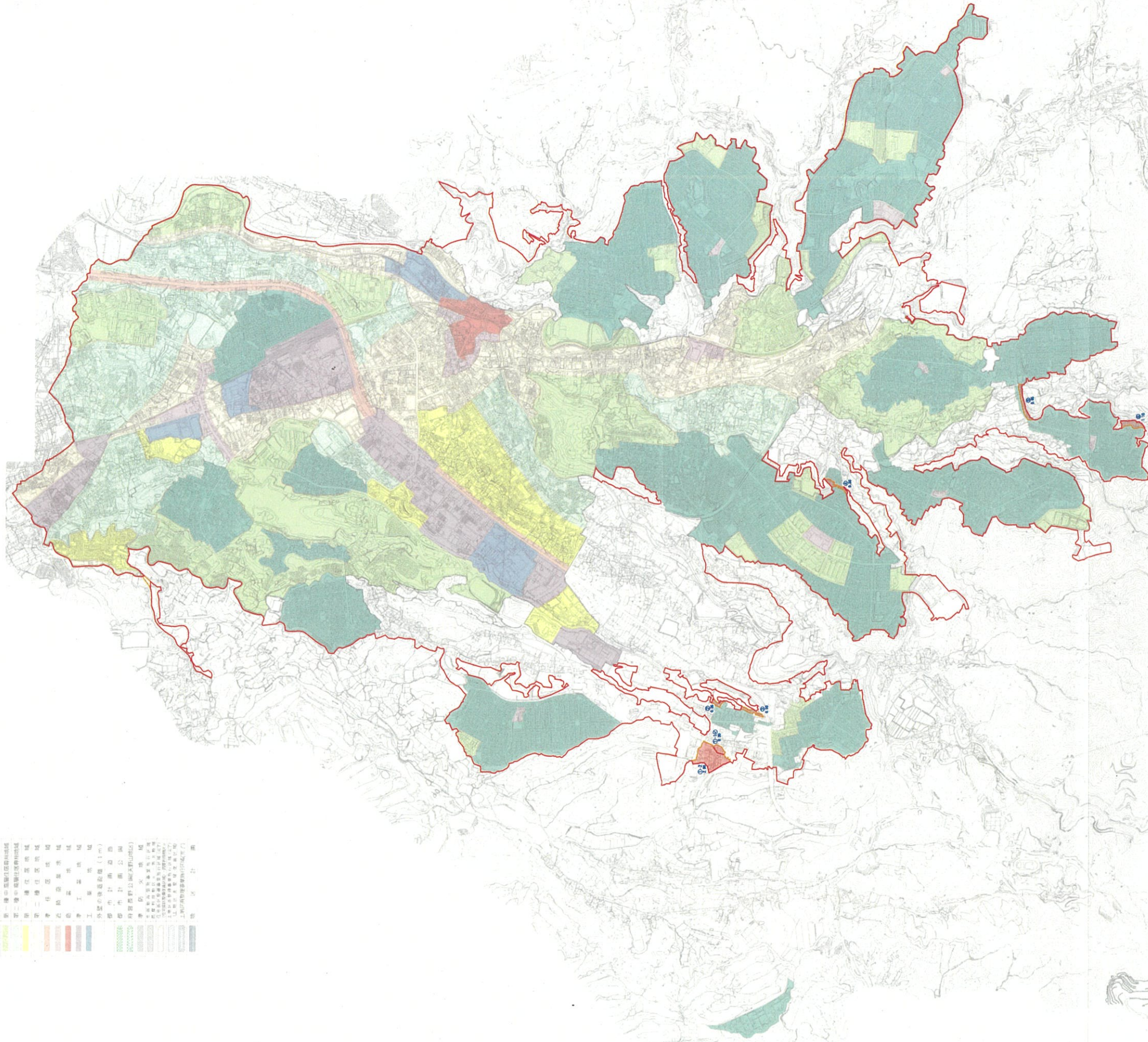


河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	2
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	2

N

凡例

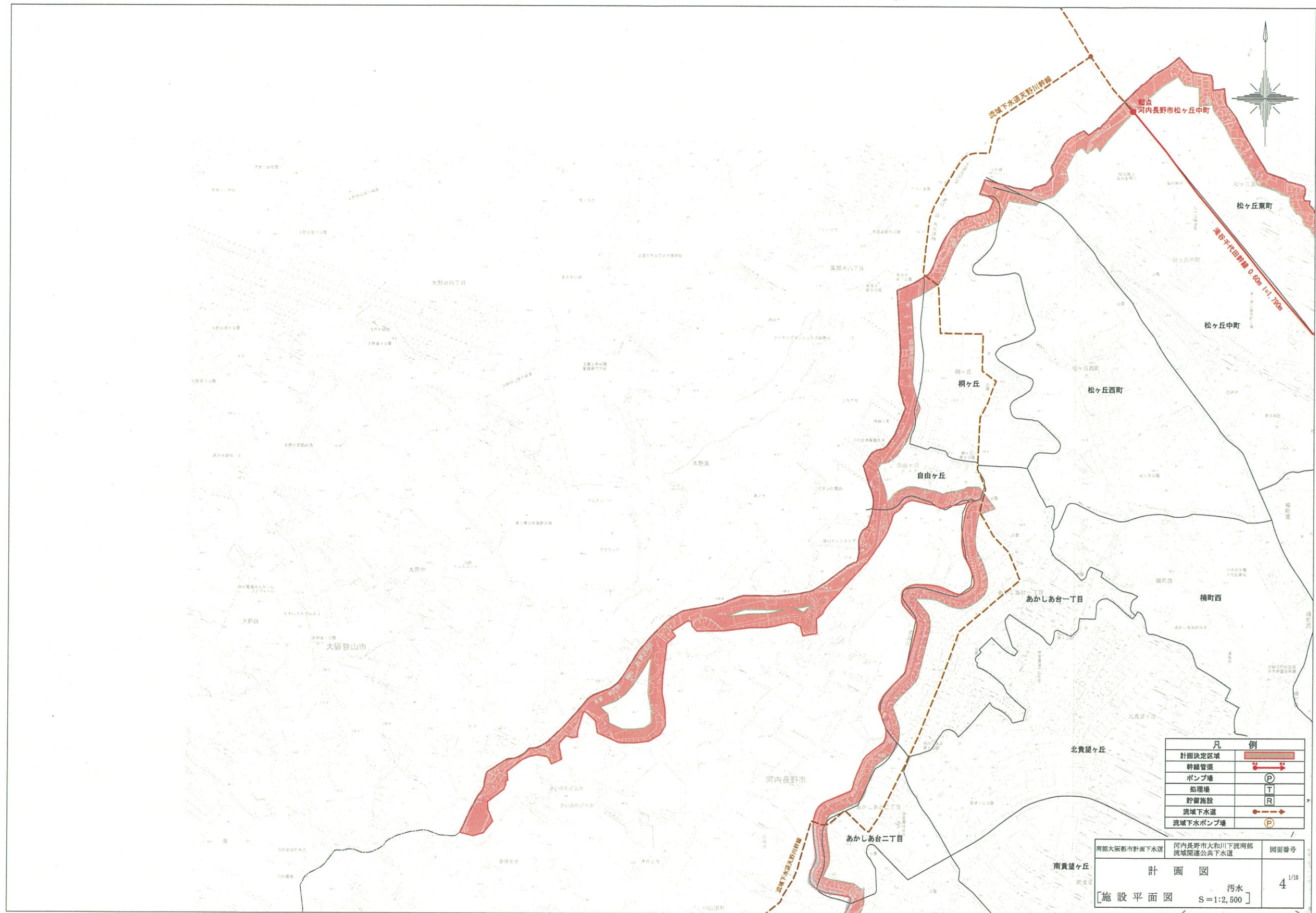
市街化区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域	第三種市街化区域	第四種市街化区域	第五種市街化区域	第六種市街化区域	第七種市街化区域	第八種市街化区域	第九種市街化区域	第十種市街化区域	第十一種市街化区域	第十二種市街化区域	第十三種市街化区域	第十四種市街化区域	第十五種市街化区域	第十六種市街化区域	第十七種市街化区域	第十八種市街化区域	第十九種市街化区域	第二十種市街化区域	第二十一種市街化区域	第二十二種市街化区域	第二十三種市街化区域	第二十四種市街化区域	第二十五種市街化区域	第二十六種市街化区域	第二十七種市街化区域	第二十八種市街化区域	第二十九種市街化区域	第三十種市街化区域	第三十一種市街化区域	第三十二種市街化区域	第三十三種市街化区域	第三十四種市街化区域	第三十五種市街化区域	第三十六種市街化区域	第三十七種市街化区域	第三十八種市街化区域	第三十九種市街化区域	第四十種市街化区域	第四十一種市街化区域	第四十二種市街化区域	第四十三種市街化区域	第四十四種市街化区域	第四十五種市街化区域	第四十六種市街化区域	第四十七種市街化区域	第四十八種市街化区域	第四十九種市街化区域	第五十種市街化区域	第五十一種市街化区域	第五十二種市街化区域	第五十三種市街化区域	第五十四種市街化区域	第五十五種市街化区域	第五十六種市街化区域	第五十七種市街化区域	第五十八種市街化区域	第五十九種市街化区域	第六十種市街化区域	第六十一種市街化区域	第六十二種市街化区域	第六十三種市街化区域	第六十四種市街化区域	第六十五種市街化区域	第六十六種市街化区域	第六十七種市街化区域	第六十八種市街化区域	第六十九種市街化区域	第七十種市街化区域	第七十一種市街化区域	第七十二種市街化区域	第七十三種市街化区域	第七十四種市街化区域	第七十五種市街化区域	第七十六種市街化区域	第七十七種市街化区域	第七十八種市街化区域	第七十九種市街化区域	第八十種市街化区域	第八十一種市街化区域	第八十二種市街化区域	第八十三種市街化区域	第八十四種市街化区域	第八十五種市街化区域	第八十六種市街化区域	第八十七種市街化区域	第八十八種市街化区域	第八十九種市街化区域	第九十種市街化区域	第九十一種市街化区域	第九十二種市街化区域	第九十三種市街化区域	第九十四種市街化区域	第九十五種市街化区域	第九十六種市街化区域	第九十七種市街化区域	第九十八種市街化区域	第九十九種市街化区域	第一百種市街化区域
-------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------

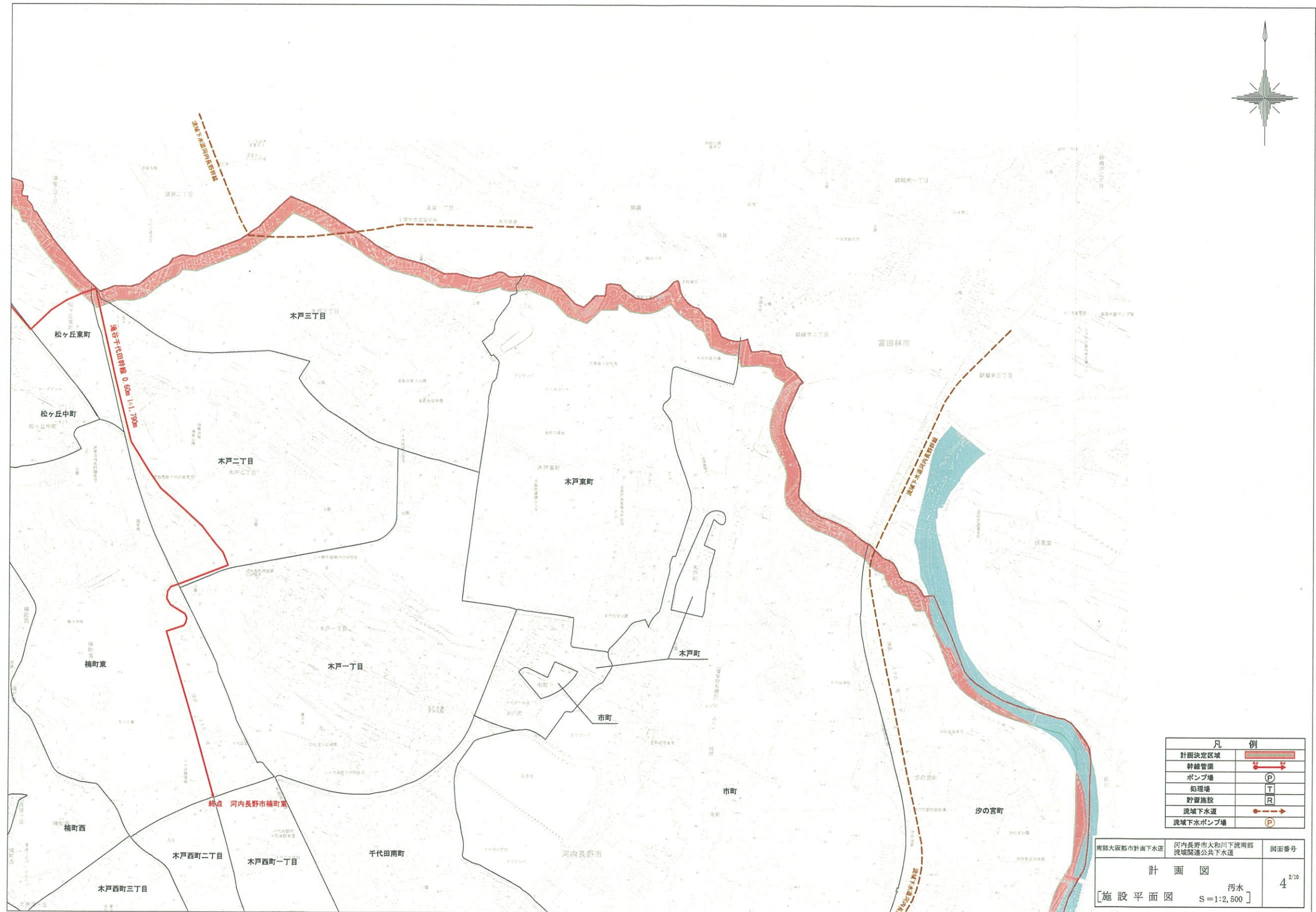


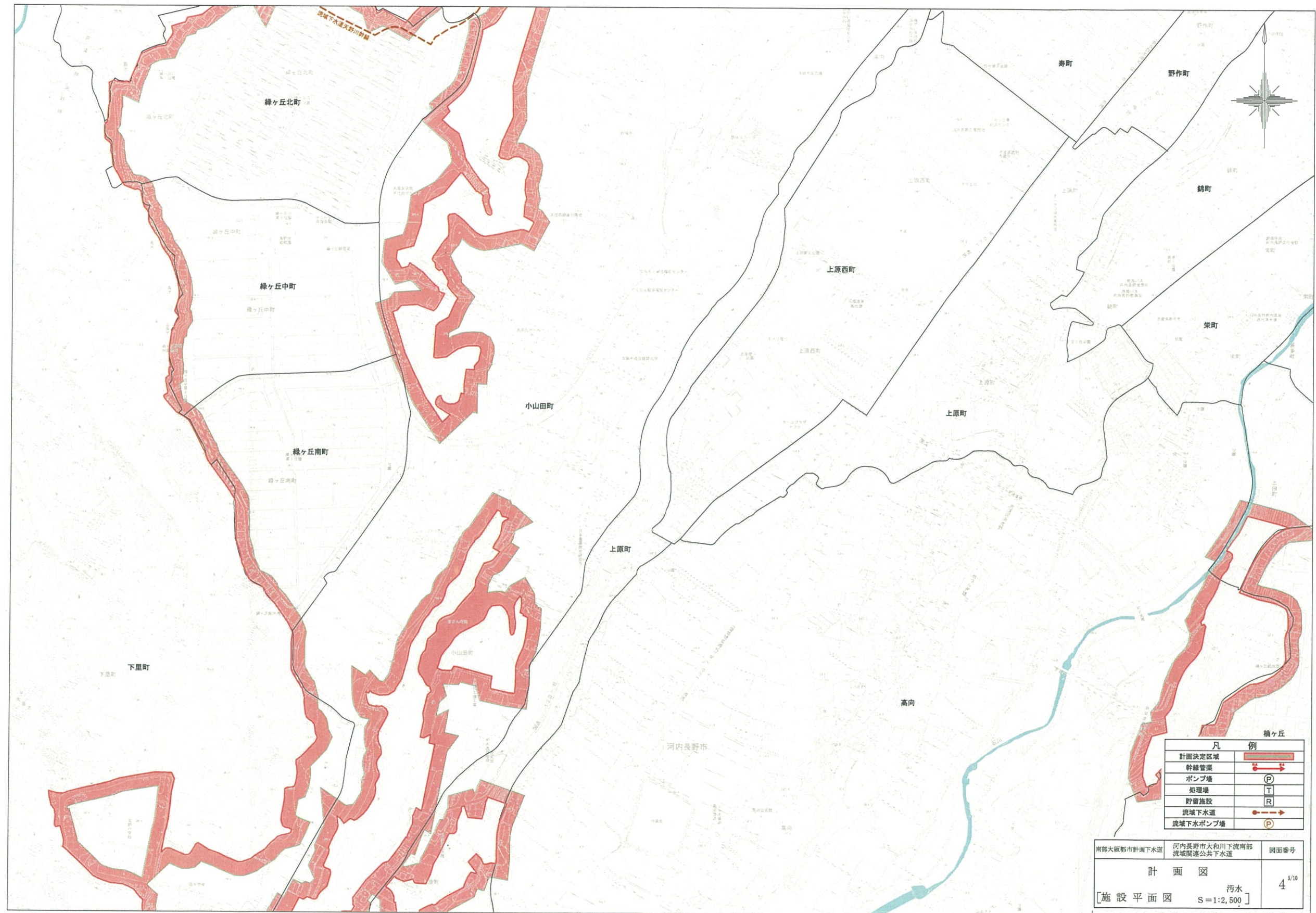
凡例

旧市街化区域	新市街化区域
--------	--------

河内長野市大和川下流南部 流域圏部分下水道	河内長野市大和川下流南部 流域圏部分下水道	図面番号
総括図		3
[用途地域図 S=1:10,000]		

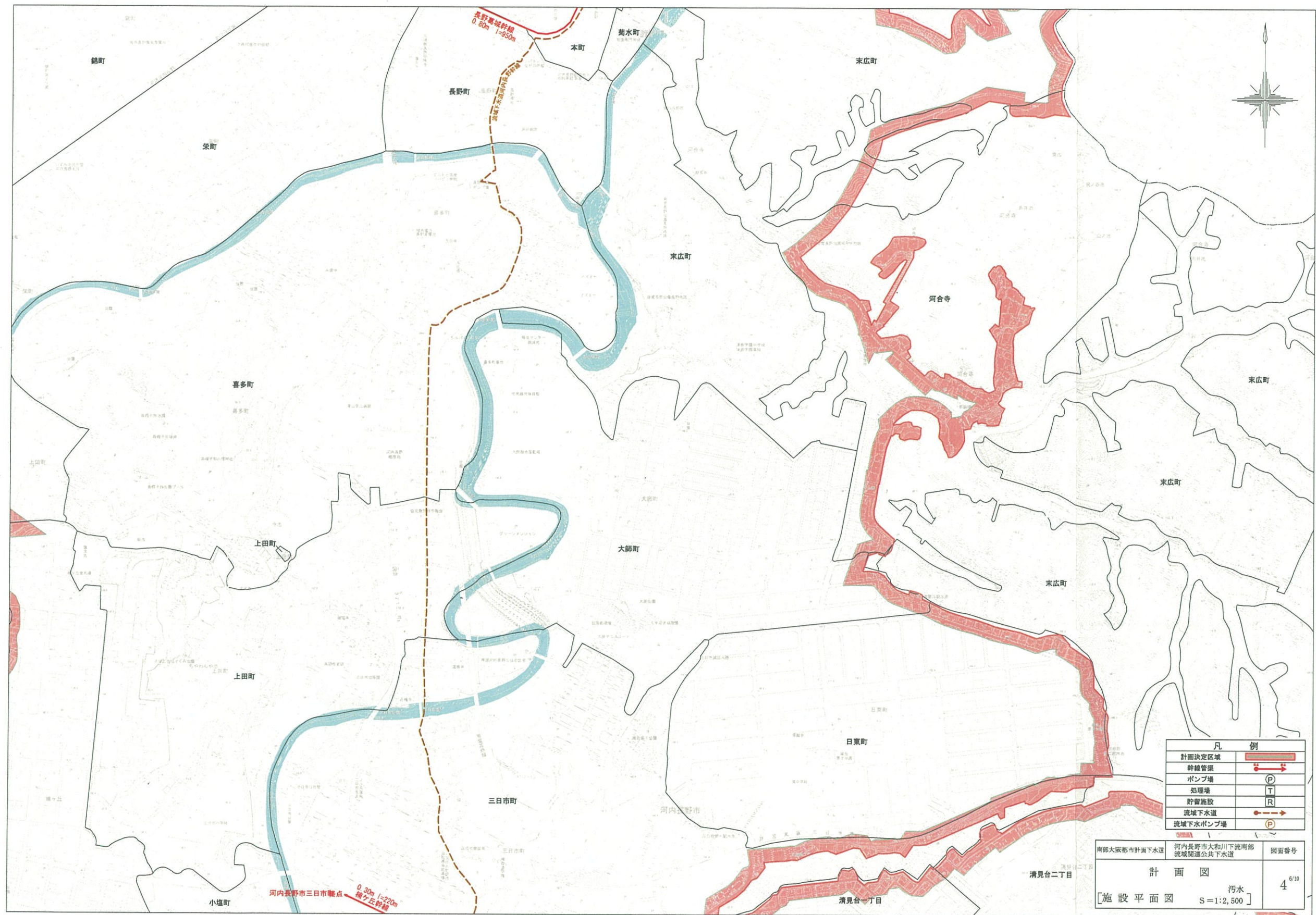


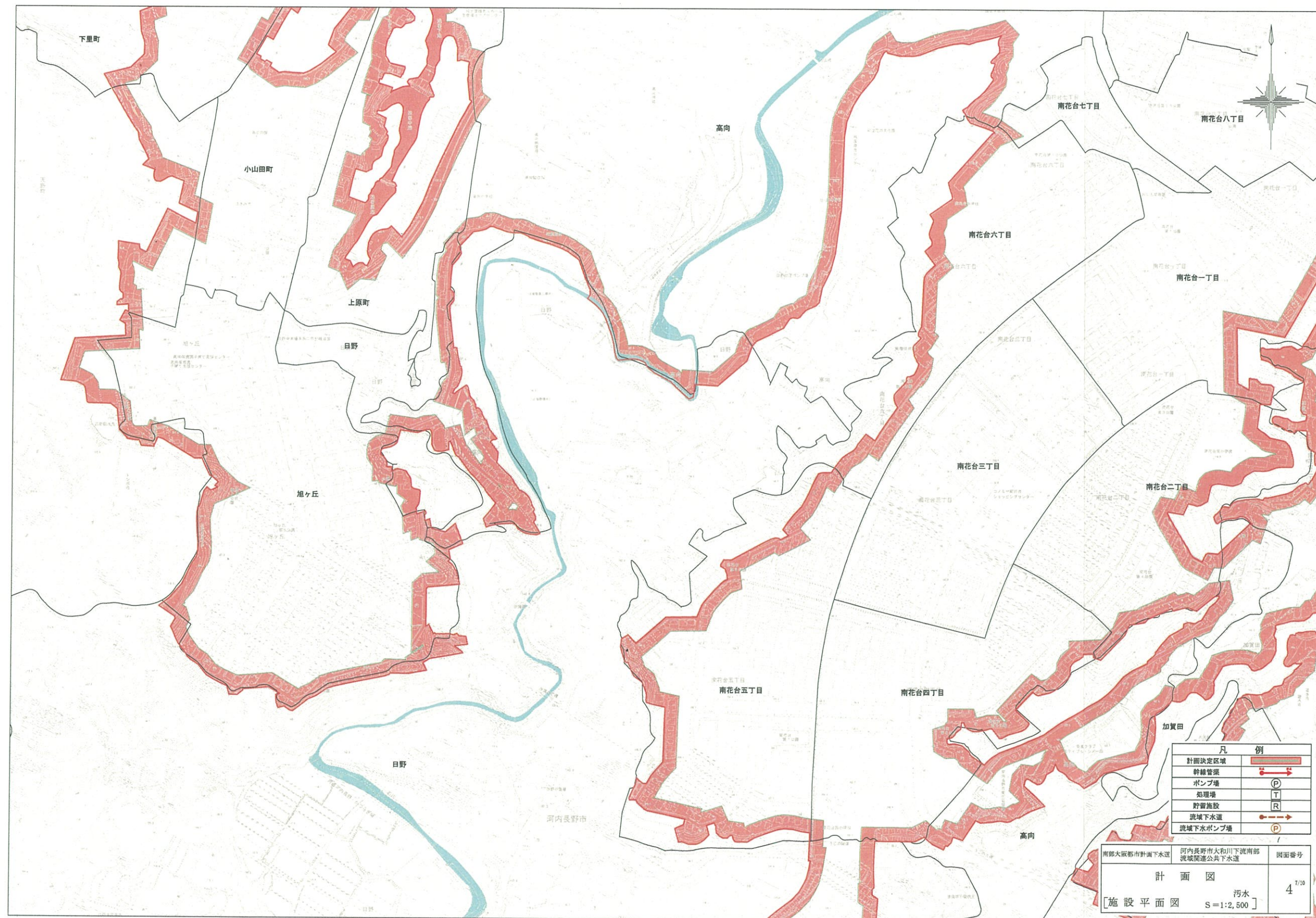


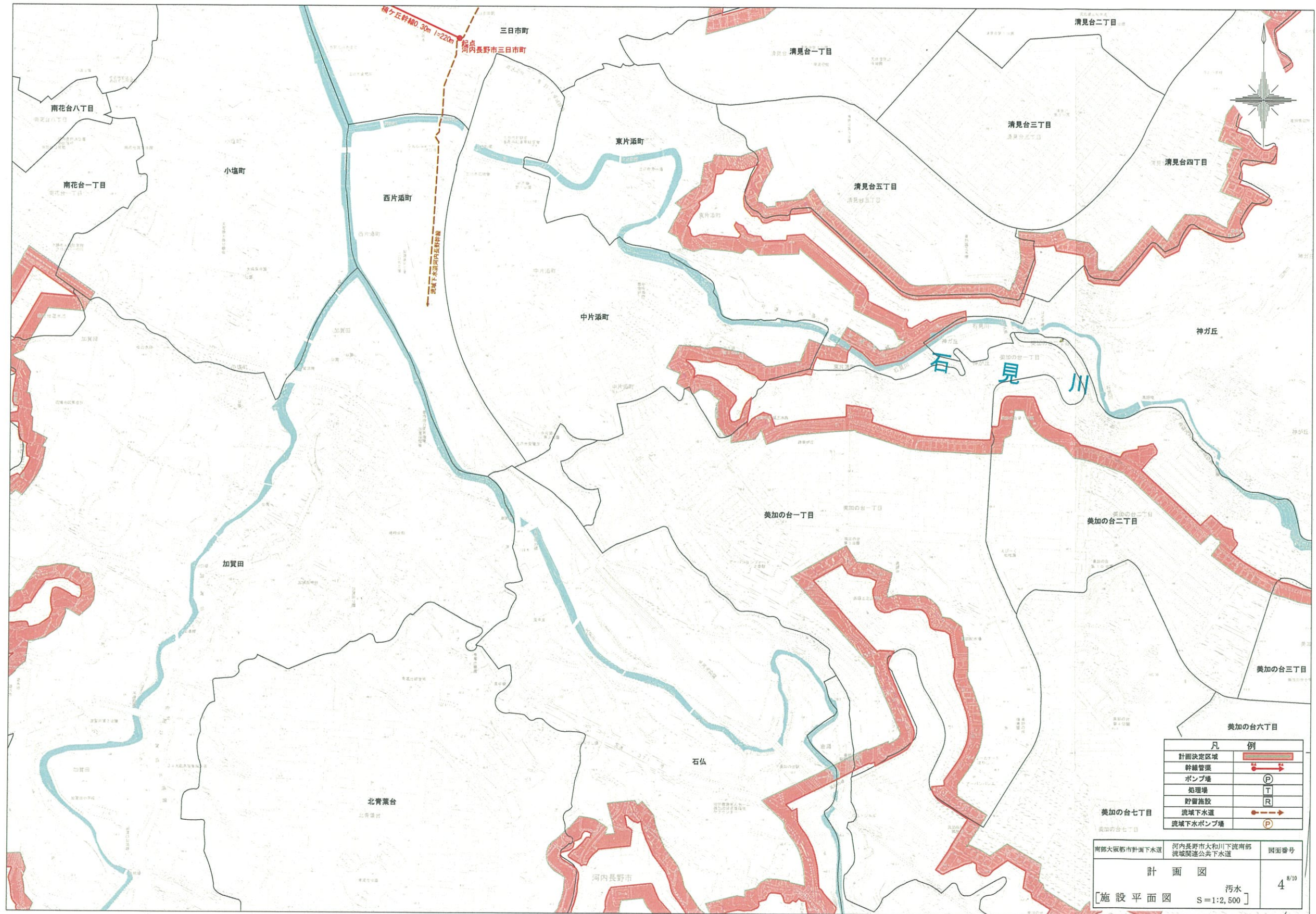


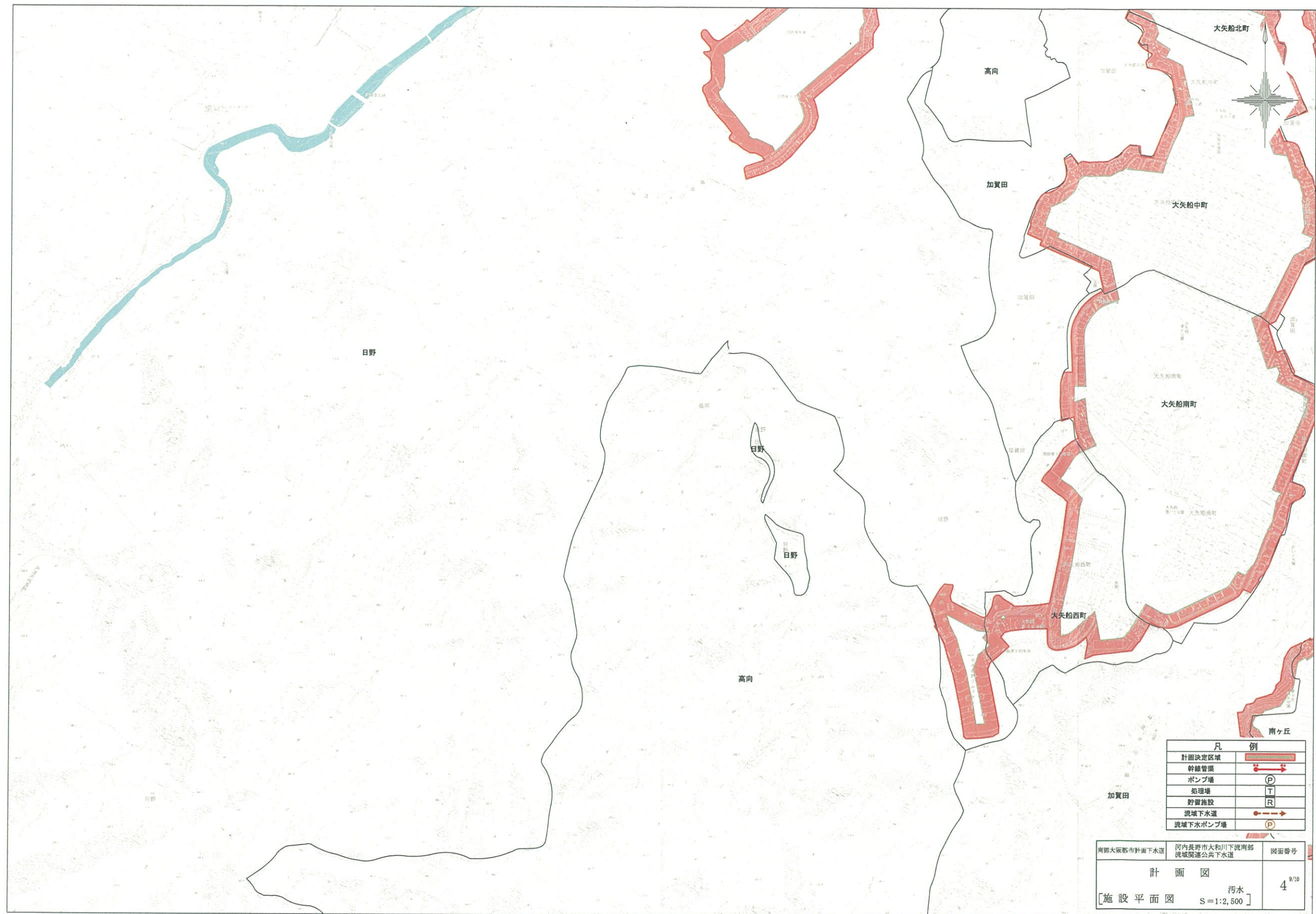
凡 例		橋ヶ丘
計画決定区域		
幹線管渠	→→	
ポンプ場	(P)	
処理場	(T)	
貯留施設	(R)	
流域下水道	→→	
流域下水ポンプ場	(P)	

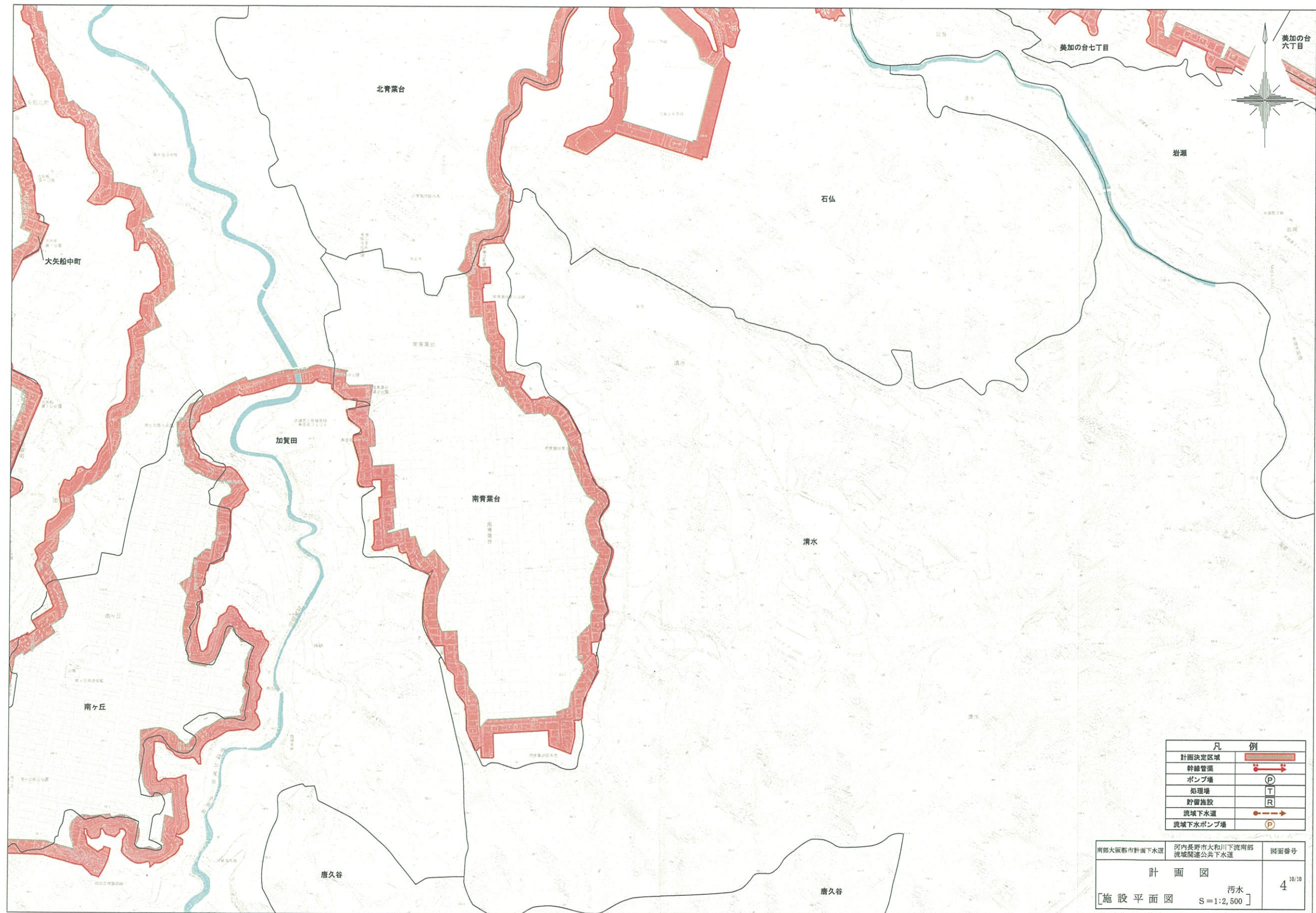
南部大阪都市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
計 画 図	汚 水	4
[施設平面図 S=1:2,500]		5/10

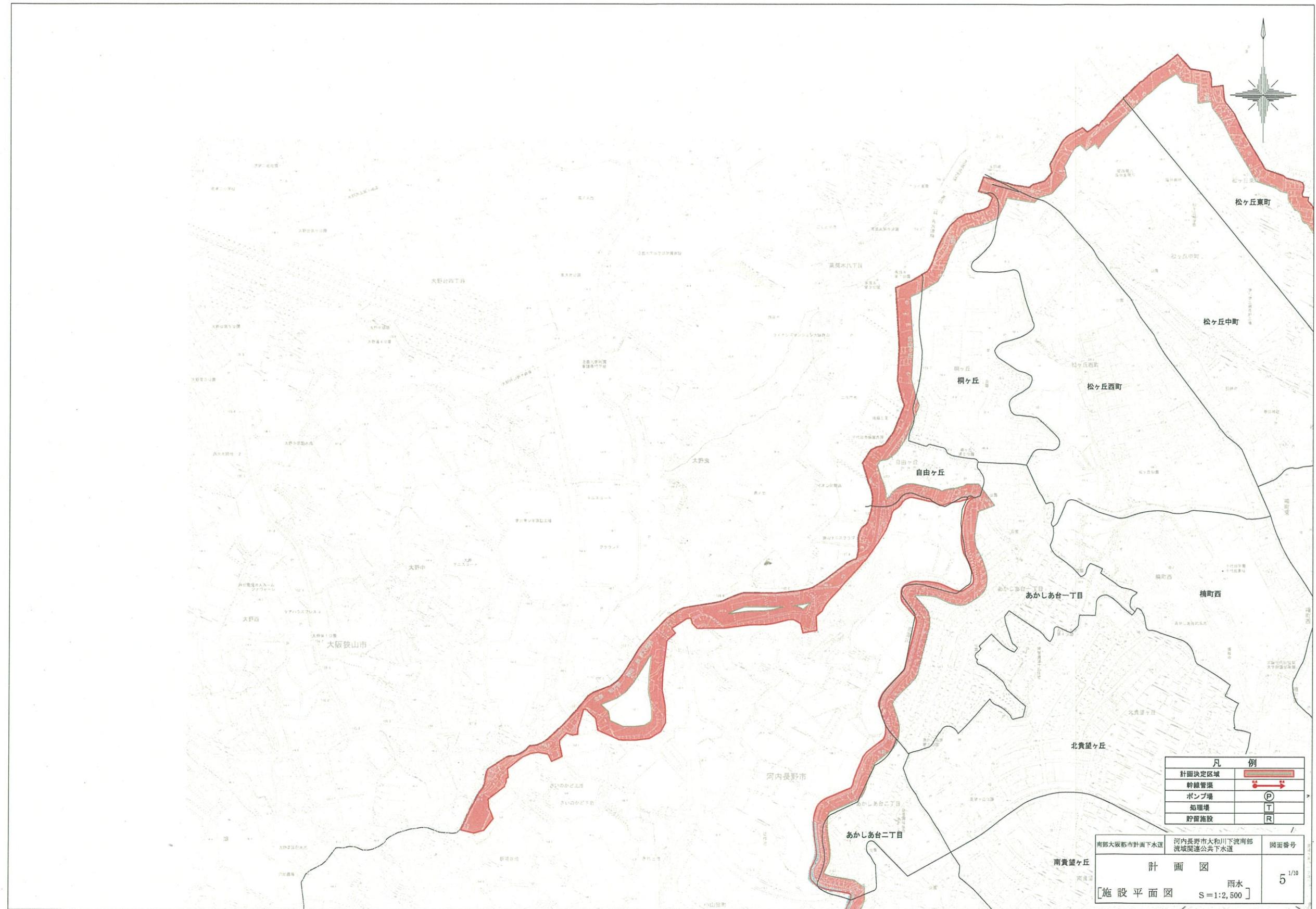






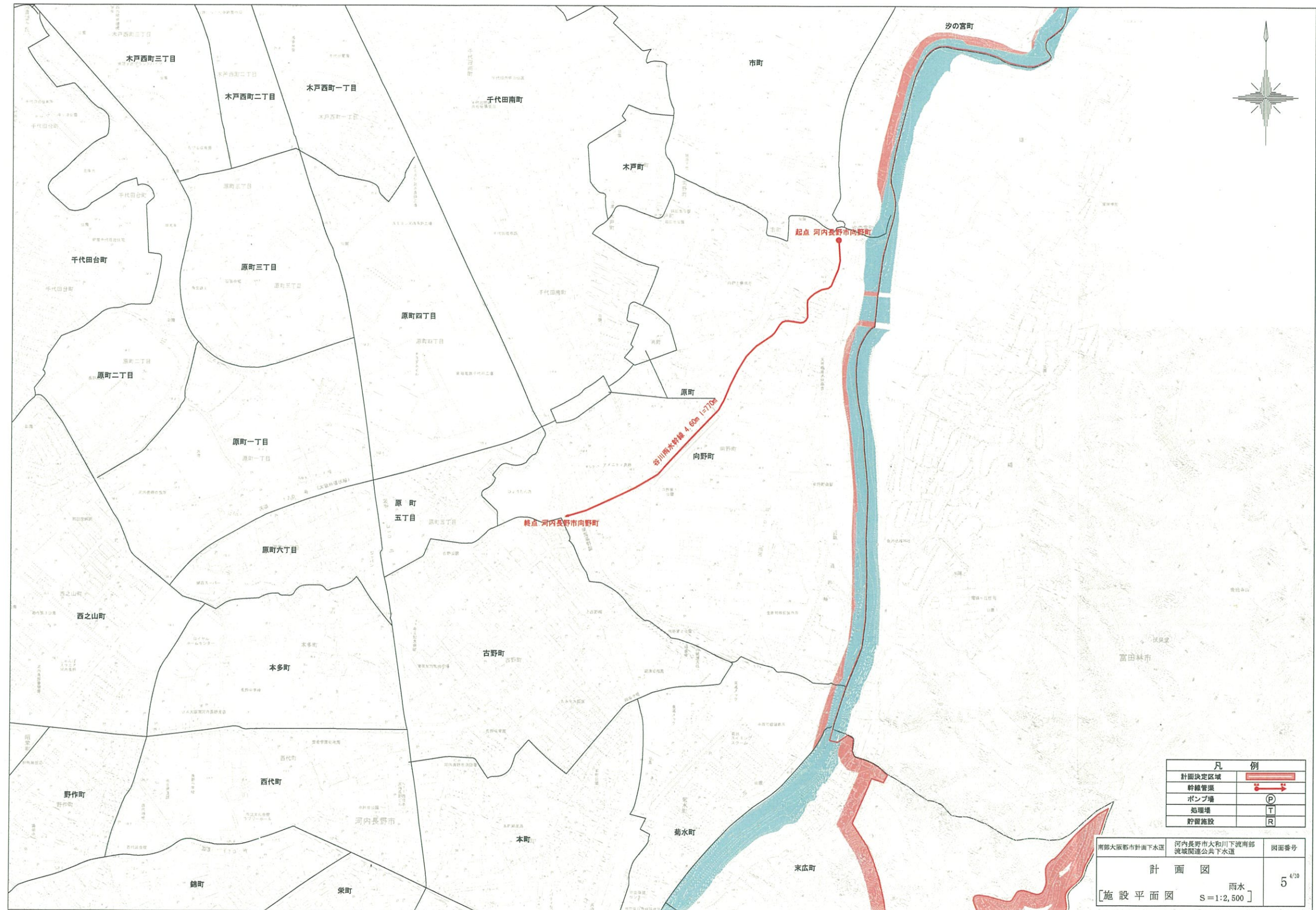






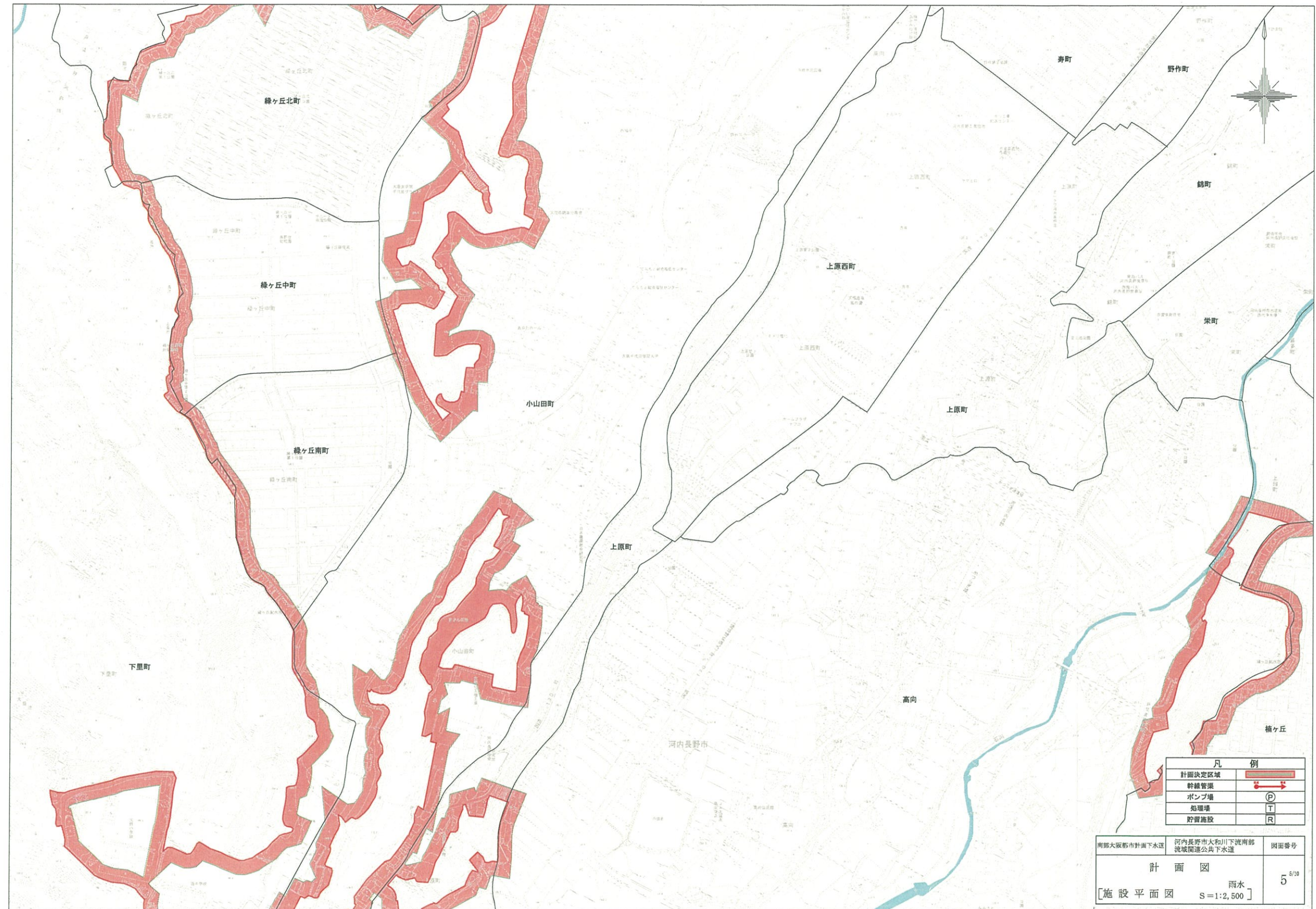
凡	例
計画決定区域	
幹線管渠	
ポンプ場	
処理場	
貯留施設	

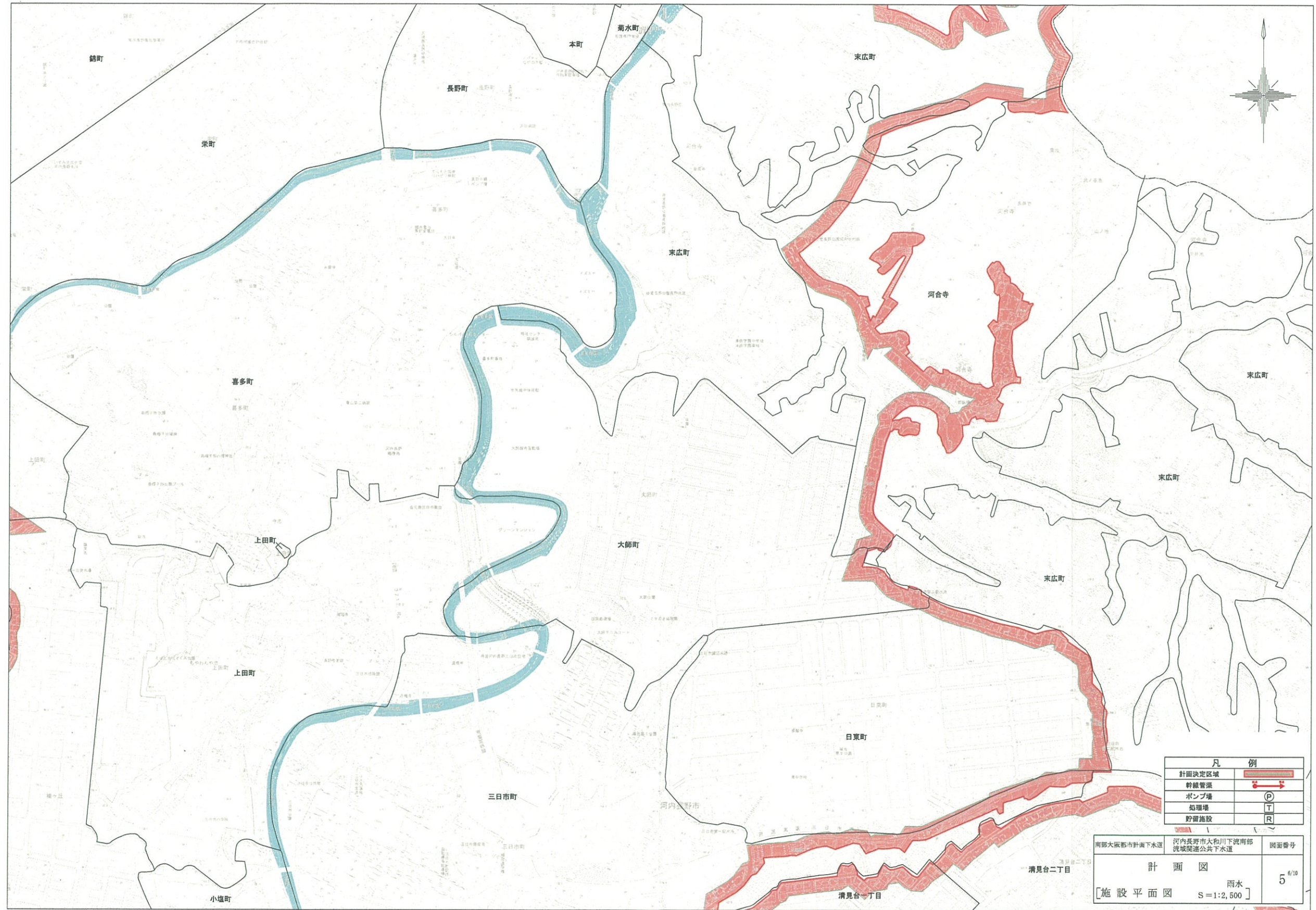
南部大阪市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
計画図	雨水	5
[施設平面図]	S=1:2,500	1/10

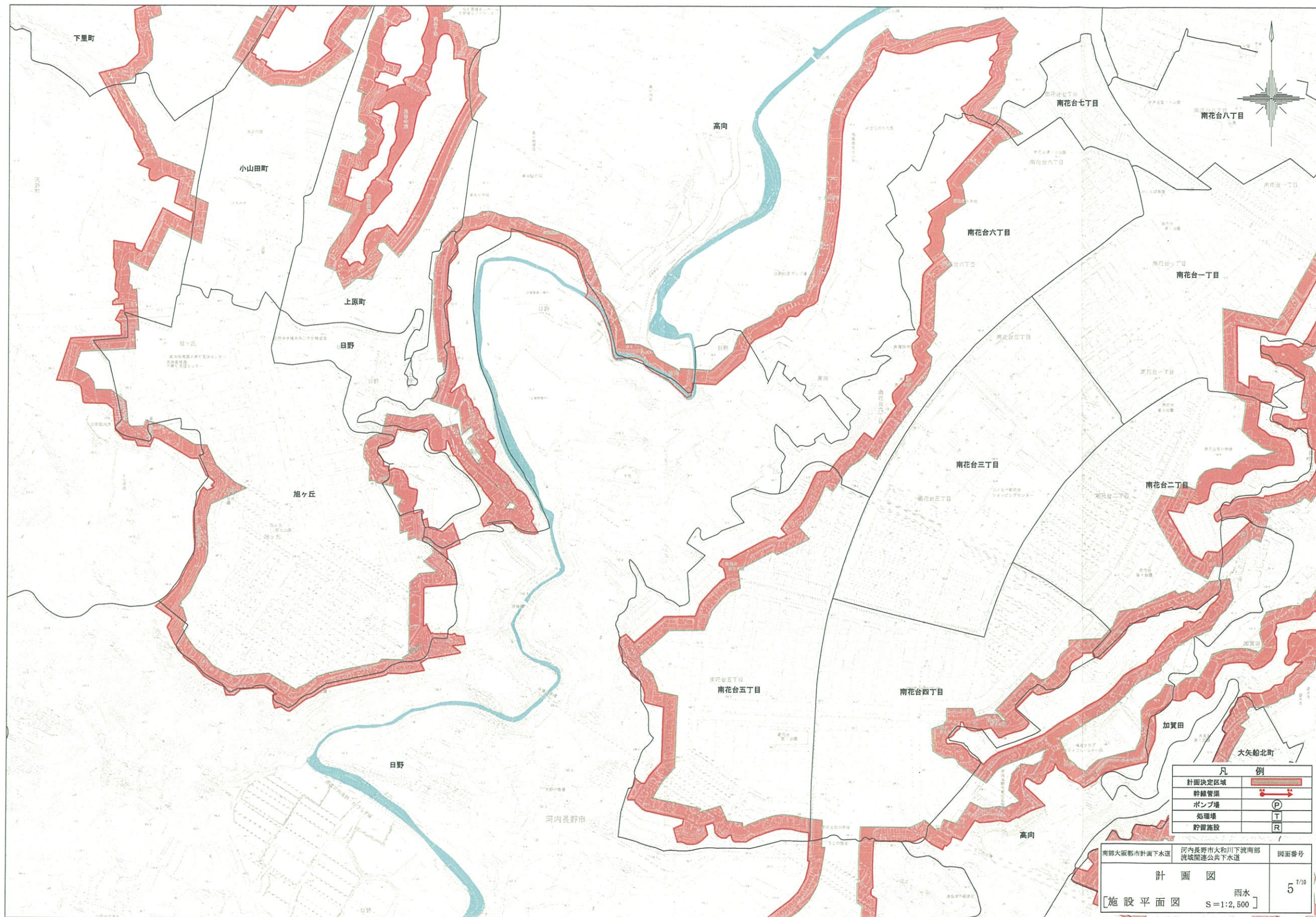


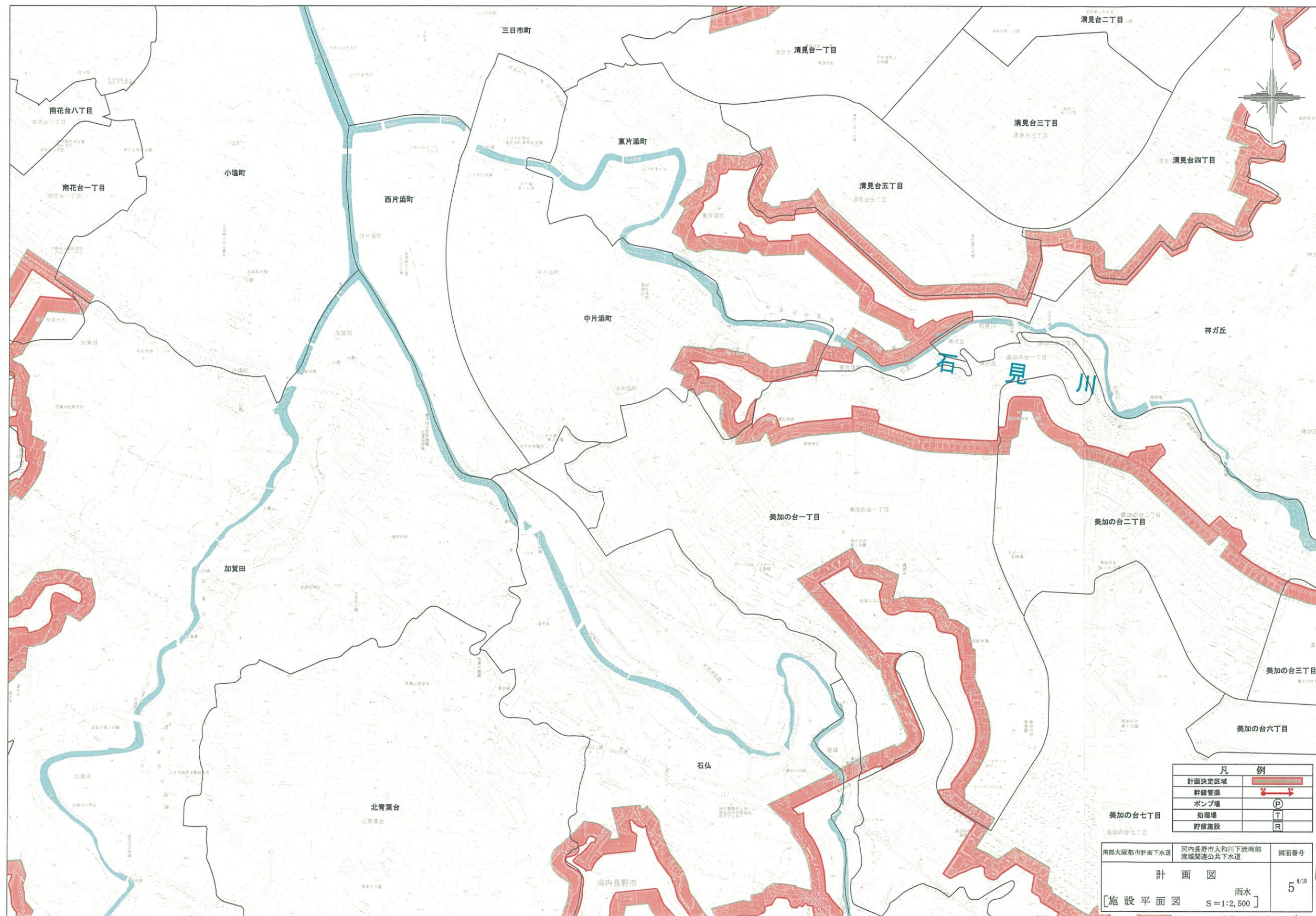
凡 例	
計画決定区域	
幹線管渠	
ポンプ場	
処理場	
貯留施設	

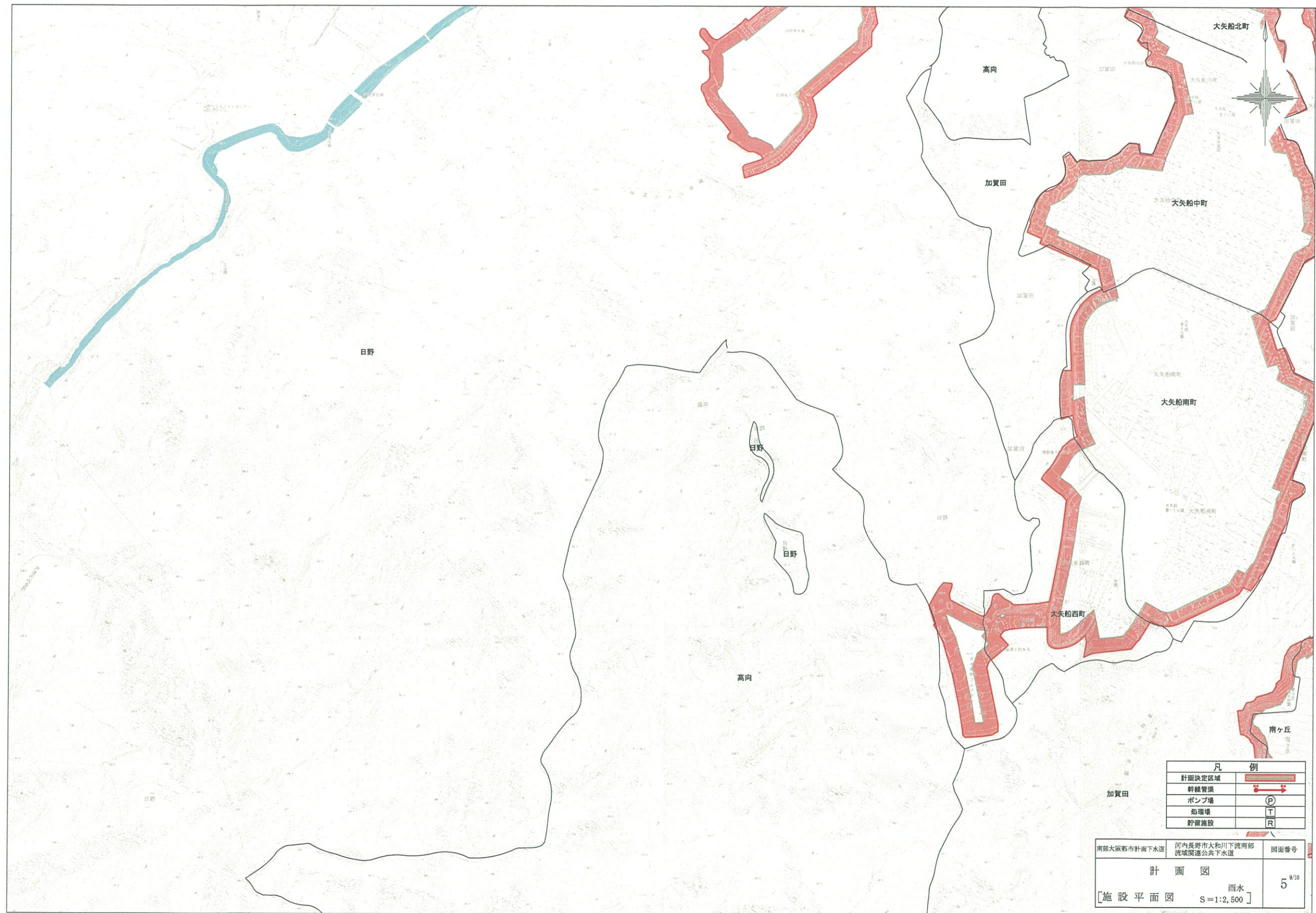
河内長野市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域間連公共下水道	図面番号
計 画 図		5 4/10
[施設平面図 雨水 S=1:2,500]		

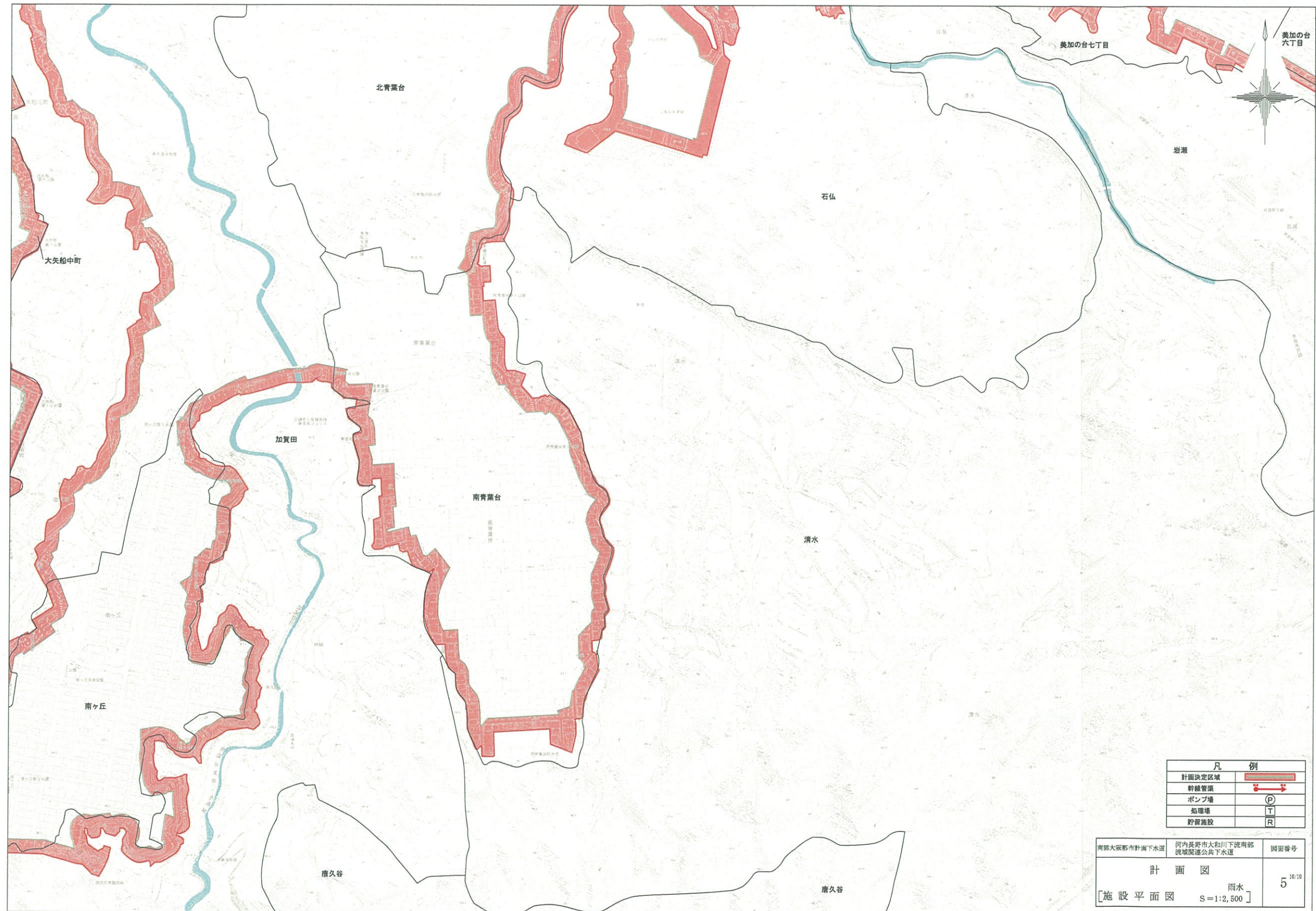












凡 例	
計画決定区域	
幹線管渠	
ポンプ場	(P)
処理場	(T)
貯留施設	(R)

南部大塚都市計画下水道	河内長野市大和川下流南部 流域関連公共下水道	図面番号
計 画 図		5 ^{10/10}
[施設平面図 雨水 S=1:2,500]		